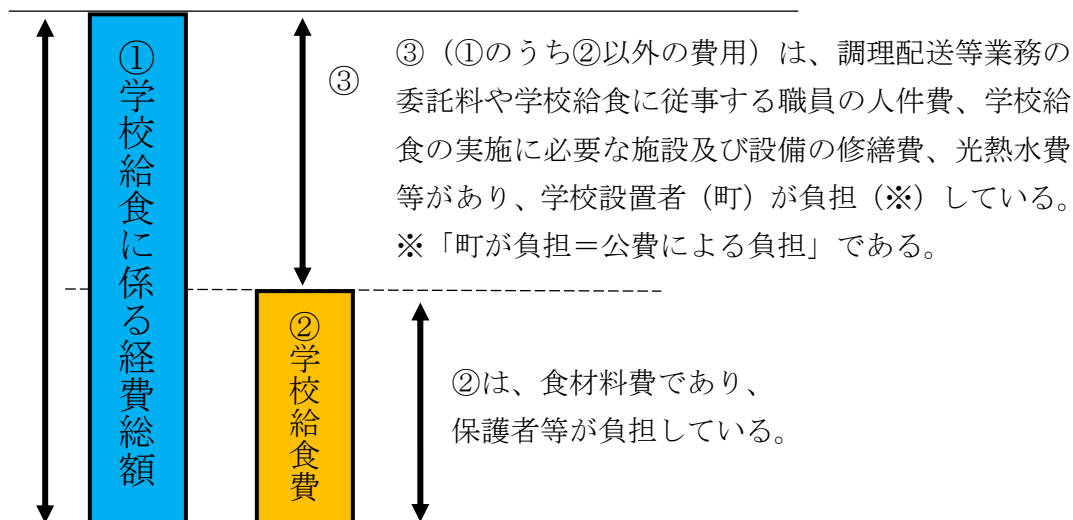


1. 播磨町における学校給食費の構成について

「学校給食費の構成のイメージ」



②については、播磨町においては学校給食費=保護者負担額としているが、必ずしも100%が保護者負担という訳ではなく、一部公費負担部分がある。

例えば、

- (1) 第三子以降の児童・生徒に係る給食費
- (2) 就学援助の認定を受けている世帯の児童・生徒に係る給食費
- (3) 警報発令時等給食の提供が中止になった際の食材料費でキャンセルができないもの
- (4) 町内の事業者から地元産の食材を購入する場合(産業環境課の「地元食材給食事業」を利用) など

その他にも令和4年度・5年度・6年度において、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に、学期単位で全児童・生徒の給食費一部または全額公費で負担した。

2. 播磨町における平成以降の学校給食費改定経緯及び理由について

- (1) 平成22年9月 小学校給食費を230円/食から250円/食に増額。
中学校給食は平成23年1月開始のため影響なし。

※物価の高騰のため。

※輸入食品の安全性に対する不安による国内産食材の需要増加のため。

- (2) 平成26年4月 小学校給食費を250円/食から257円/食に、
中学校給食費を290円/食から298円/食に増額。

※消費税率増加(5%⇒8%)のため。

- (3) 令和5年4月 小学校給食費を257円/食から292円/食に、
中学校給食費を298円/食から339円/食に増額。

※物価高騰のため。